

## [事案 2019-109] 死亡保険金支払請求

・令和2年5月7日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、死亡保険金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効と死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成30年10月に配偶者が死亡したため、平成29年6月に契約した介護保障保険にもとづき、死亡保険金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約が解除され、保険金が支払われなかった。しかし、募集人は、告知前に配偶者の健康診断結果を確認し、「要受診」とされた項目があることを認識していたにもかかわらず、保険会社に報告しなかったことから、契約が成立したので、契約解除を取り消して、死亡保険金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人配偶者は、告知日から2年以内の平成28年12月の健康診断において、血液一般検査及び心電図検査で異常所見があることの指摘を受けていながら、告知していなかったもので、告知義務違反があることは明らかである。
- (2) 募集人には被保険者の告知を受領する権限がないので、募集人が申立人配偶者の健康診断結果を知っていたとしても、保険会社が知っていたことを意味しない。
- (3) 募集人は、申立人配偶者に対して、告知受領権がないことや、告知義務違反があった場合には、契約が解除されて保険金等の支払いが受けられないことがありうることを説明した上で、健康診断結果を診査医に相談してはどうかとアドバイスをしていることからみても、募集人は適切な対応をしている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が解除原因事実を知っていたとは認められないものの、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。